

平成 16 年 4 月 21 日

関 係 各 位

社団法人 日本溶接容器工業会

## LP ガス容器の保証規程について

国民生活に不可欠なエネルギーである LP ガスは、環境にやさしく、利便性が高く、  
加えて災害に強いエネルギーとして、さらにここ数年来事故が激減し、安全性の高いエ  
ネルギーとしても存在感を高めているところであります。

私ども日本溶接容器工業会会員である溶接容器メーカーと致しましては LP ガス業  
界の一翼を担う立場として、さらなる安全確保を積極的に推進すると同時に溶接容器の  
品質および性能向上に全力で努め、消費者保安に寄与したいと考えております。

さて、LP ガス容器のご使用中に発生もしくは発見された溶接不良等不具合につつま  
しては、容器の保安上に占める溶接品質の重要性に鑑み、弊工業会会員各社ともその撲  
滅に日夜ソフトハード両面より切磋琢磨いたしております。しかしながら、大量生産品  
であり、かつ、合理的原価にという制約のもと、また、高圧ガス保安法、容器保安規則  
に基づく現行の容器検査基準、試験方法では、放射線透過試験(JIS Z3104)は抜取りで  
あり、かつ、その容器の溶接部分の一部についてのみ実施しております。

それ故、内在する溶接不良は発見しにくく、容器再検査時のショットブラスト施工後  
に発見されることがままあります。この様な場合、お客様より使用年数に拘わらず無償  
交換の要求にお応えしている場合も散見されます。

この様に製品として長期間使用されたものについての新品無償交換につきましては、  
日本エルピーガス連合会及び日本溶接容器工業会の認識の一致により昭和 48 年、双方  
会長の間で調印され、容器交換は第一回目の容器再検査までと合意されました。

しかしながら、その後徐々にその効果が失われ、現在では長期使用容器の無償交換の  
発生も見受けられる状況になっております。

つきましては、再度「容器交換は第一回目の容器再検査後の初回充填時まで」と、ご  
認識いただける様、この度、私ども社団法人日本溶接容器工業会では、「LP ガス容器  
に関する保証規程」を制定いたしましたので、皆様の格段なるご理解とご協力を賜りま  
すよう、お願い申し上げます。

以 上

## LP ガス容器に関する保証規程

### (目 的)

この規程は、社団法人日本溶接容器工業会の会員である容器製造業者(以下「製造業者」という。)が製造する LP ガス容器の品質保証及び製品補償について製造業者の責任とその範囲を明確にすることを目的とします。

### (適用範囲)

この規程は、LP ガス容器(但し、内容積が 1200 リットル以上の容器及びバルク貯槽並びにバルク容器は含まない。以下「容器」という。)であって、次の各々に該当する鋼製及びアルミ合金製容器に適用します。

- ① 高圧ガス保安法第 44 条に定められた容器検査に合格したものであること。
- ② 前号の容器検査に合格した旨を示す同法第 45 条又は同法第 49 条の 25 の刻印等がなされたものであること。

### (保証の範囲及び内容)

製造業者は、容器(附属品を含む。以下同じ。)が「通常の使用状態」で使用されたにもかかわらず、引渡し後 18 ヶ月の期間内に、「使用上の支障」が生じた場合において、その原因が製造業者の責任に帰することが明白な場合には、無償にて当該支障を生じた箇所の修理又は交換を行います。

上記の規定にかかわらず、第 1 回容器再検査後の初回充填時までに溶接の欠陥が発見され、それが原因で「使用上の支障」が生じた場合には、製造業者は無償にて当該支障を生じた箇所の修理又は交換を行います。但し、この場合は、引渡し後 6 年 6 ヶ月までを限度とします。

### (定 義)

「通常の使用状態」とは次のすべての要件を満たす状態をいいます。

- ① 引渡し後、使用者による加工が行われていないこと。
- ② 製造業者が支給する取扱説明書に従って取り扱われていること。

- ③ 液化石油ガス保安規則第 58 条第 2 号及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 16 条第 9 号に規定された「転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な取扱いをしないこと」、並びに同規則第 18 条に規定された「転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること」が遵守されていること。

「使用上の支障」とは次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 気密性が失われた状態。
- ② 「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」に規定する基準を満たさない状態。
- ③ 製造業者によって装備された附属品が容器保安規則第 17 条に定められた附属品としての性能を発揮しない状態。

#### (損害賠償)

容器が「通常の使用状態」で使用されたにもかかわらず、製造業者と保険会社との契約で定めた生産物賠償責任保険の有効期間内に、明らかに容器が原因と特定できる事故が発生し、その結果、人的・物的な損害を生じた場合、製造業者は、生産物賠償責任保険の範囲においてその損害を補償します。

#### (保証の対象外)

次のいずれかに該当する損傷は、保証の対象としません。

- ① LP ガス及び LP ガスを供給する周辺機器に起因する損傷。
- ② 風水害、雪害、地震、落雷等の天災並びに火災、塩害、ガス害等の製造業者の責任に帰さない環境条件による損傷。
- ③ 使用者及び第三者の故意又は過失による損傷。

#### (有償による修理または交換)

「保証の範囲及び内容」に規定する要件を満たさない場合又は「保証の対象外」の規定に該当する場合における容器の修理又は交換は有償とします。